

第9回 法廷だより

2014年5月13日、第9回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

春の陽気の中
今回も傍聴席は満員

2014年5月13日午後3時45分より、札幌地裁805号法廷で、第9回口頭弁論期日が開かれました。札幌でもようやく春らしい陽気が訪れていたこともあってか、傍聴席は今回も満席でした。

今回の期日では、前回に続いて裁判官が一部交代したため、弁論の更新という手続（前回法廷日より参照）が行



われました。

これに続いて、原告の一人である藤門弘さんから、一刻も早い廃炉を求める意見陳述が行われました（意見陳述の内容は4ページ）。

その後原告側は、裁判長も交代したタイミングであり、3人の裁判官に改めて今回の裁判で問題とすべき点を理解してもらうことを狙い、これまでに行った代理人意見陳述をダイジェスト化して行いました。

弁護団による まとめの意見陳述

まずは菅澤弁護士が、第1回口頭弁論で行った、スミソニアン自然史博物館の展示動画に基づく意見陳述を行いました。日本がヨーロッパなどとは異なる地震国であり、日本の原発は「地震付き原発」であるということを経験的に示しました。

次に、再び菅澤弁護士が、

第5回口頭弁論で行った、活断層、変動地形学及び積丹半島沖活断層の存在についての意見陳述を行いました。変動地形学の方法によって活断層を認定すると、泊原発の近海に（国や北海道電力が認定しなかった）活断層が存在することがわかることを示しました。

続いて、毛利弁護士が、第7回及び第8回口頭弁論で行った、震源を特定せず策定する地震動についての意見陳述を行いました。原発の耐震性評価方法と、その基礎として想定されている基準地震動のモデルを説明し、しかしそのモデルでは想定が不十分であって、想定を超える地震が起る可能性が十分にあり、従って現行の耐震性評価も信用できないことを示しました。

さらに、齋藤弁護士が、第8回口頭弁論で行った、PWR型（加圧水型）原発の抱える危険性についての意見陳述を行いました。泊原発が備えているPWR型の仕組みを説明したうえで、泊原発は、地震による蒸気発生器の細管破断によるメルトダウン、原子炉の脆性破壊などにより、多大な被害が生じる可能性が十分にあることを示しました。

最後に、木島弁護士が、第

3回口頭弁論で行った、事故時の被害についての意見陳述を行いました。福島事故の際に被害があった地域とその様子を説明した上、もし泊原発で同様の事故が起れば、偏西風によって札幌圏のみならず北海道の広域に多大な被害が生じるおそれがあることを示しました。

今後の進行の意見 被告に反論を求める

意見陳述の後、市川弁護団長が、今後の進行についての意見を述べました。市川弁護士は、まず提訴から2年6ヶ月が経過しているのに審理が進まないのは、被告が泊原発の安全性について具体的な反論をしないことに原因があることを指摘しました。そして、原子力規制委員会の審査を待つことなく、被告に具体的な反論をさせるよう裁判所に求めました。これに対して、被告側からは、次回期日前には反論を行うとの予定が示されました。

次回期日は、8月26日午後3時30分からです。次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましよう。

（文責・弁護士 竹信航介）